46年度決算を認定

―一月臨時市議会から―

一月二十六日、会期を一日として開かれた臨時市議会で、昭和四十六年度の一般会計と国民健康保険、土地取得の両特別会計決算が認められました。

また、このほかでは十二月市議会に提出され、審査が継続されていた「天然ガスタンクの新設反対について」の請願一件が審議されました。

●昭和四十六年度決算の認定

一般会計では、収入となった金の総額は二十億二千四百三十九万一千二百二十七円で、支出された総額では十九億五千二百六十五万五千百十五円のほか、繰越明許費として三百九十二万六千円、差し引き五千七百八十一万百十二円の黒字となりました。

なお、この繰越明許費とは、年度内(四十六年度中)に支出が終わらない見込みのもので、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用が認められる予算をいいます。

国保特別会計では、収入総額が三億三千七百八十一万四千百五十六円で、支出総額では三億一千五百九十八万二千六百四円、差し引き残額一千百八十三万一千五百五十二円となりました。

また、**土地取得特別会計**では、収入・支出の総額が五百五十三万八千四百五十五円で差し引き残額はなしとなりました。

ガスタンク新設反対の請願 市で調整図り円満解決へ

●天然ガスタンクの新設反対について――の請願

これは、南町二区の住宅街西側に建設が計画されている天然ガスの貯蔵庫「ガスホルダー」の新設に反対するもので、審議を付託されていた総務文教委員会では、地元民のガスホルダーからの不安解消をはかるため、昨年からの慎重審査をさらに継続し、また新潟、新発田、五泉の各市のガスホルダー設置状況調査も行なうなど、安全性を確認しながら時間をかけた審議検討が行なわれました。

この結果、建設にさいしては住民の不安をなくするため、施工者側に完全な保安、環境の整備を進めてもらうとともに、将来の展望に立って都市計画上の問題も含め、今後設置を計画する場合には、あらかじめ市と十分協議してもらうことなどを要望して、この議件の審議を打ち切り留保とすることに決めました。

なお、市では会期の終了後、議会の要望にそって早急な問題解決をはかるため、施工者側と地元住民間の意見調整に積極的に取り組み、四日後の一月三十日には、市を含めた三者間で協定調印するまでに協議成果を得て、この問題も円満に話し合いがつくこととなりました。

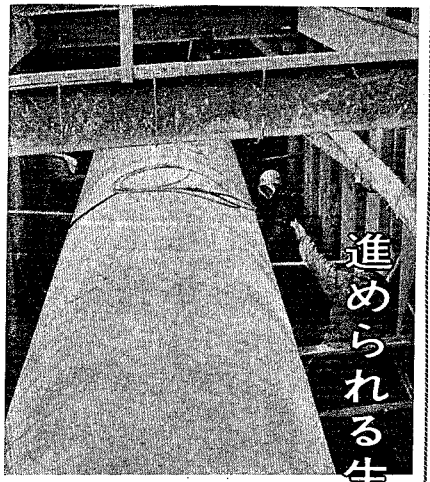

進められる生活環境づくり

―下水道事業計画に正式認可―

本年度から五十一年度までの五か年間で、中部地区（下興野町、善道町、本町）の下水道事業を完成する当市の「事業計画」が、さきごろ建設大臣から正式に認可がおりました。

これまでも紙上でたびたびお知らせしてきたとおり下水道を建設するには、多くの日数と大変なお金がかかります。

そこで市では、今後国からの事業費の配分や、かかる財源確保を考えながら予定どおり工事が進むよう、また健康で住みよい生活環境をきづくため一生懸命努力を続けていますので、市民のみなさんからも特段のご理解とご協力をお願いします。

なお、下水道が完成するまでの五か年間の工事費と財源などは、次の頁にあるようなうち訳けで予定されています

新築・改築のときには
電話専用の配管をお忘れなく!!
配管の設計は電報電話局2－1000（無料）へご相談ください
心をつなぐ 新津電報電話局

すでに二か所で着工

今年度工事は善道町地内

下水道工事のトップを切って善道町地内の二か所で建設工事が始まりました。

着工された地域は、税務署から旧電修場へ向う道路と消防署脇から税務署へ至る二か所の市道で、国の認可などの手続きのため今年度からの着工が危ぶまれていたものですが、いろいろな事情をお願いして年度内着工が認められました。

なお、この工事にかかる経費として本年度は下水管埋設など約五千万円のお金が見込まれています。

下水道が建設されることに伴い、関係地区の土地の所有者または権利者からは、受益者負担金といってその受ける利益の限度内で、その費用の一部を負担してもらうことになっていますが、この手続きの第一段階として所有土地の面積を申告してもらう時期が近づいてきました。

市では、固定資産台帳に基づいて申告書用紙に個人ごと所有面積を記入し、二月二十日ころまでお手元に届くよう郵送することにしていますので内容をよく確認し、間違いのないように手続きをしてください。

なお、市ではみなさんから提出された申告書に基づいて必要な調査をして五月下旬か六月上旬ころまでに受益地の面積と負担金の額を決め、郵便でそれぞれに通知することにしています。

負担金の納入通知 六月にはお手元へ

それぞれの受益地の負担金の額が決定すると、市では六月十日ころにみなさんのお宅へ納入通知書をお届けします

一回目の納期は、六月末日で、納める場所は市税の場合と同じです。また、負担金は、原則として五年分割の年四回納めていただくことになっています。毎年の納期は次のとおりです。

※一回目…六月末日
※二回目…九月末日
※三回目…十一月末日
※四回目…二月末日

お得な前納制度もご利用ください

受益者負担金を前納すると次のような割り合いで報償金がもらえます。ご利用を…。

●全額（五か年分）まとめて前納すると…負担金額の約一六%に相当する額

●一年分とか二年分をまとめて前納すると…前納金額の二百分の一に前納月数を乗じて得た額

徴収猶予や減免はそれぞれに申請を

受益者負担金の対象となる土地で「徴収猶予」とか「減免」など、一定の基準に該当する土地の所有者は、それぞれの申請が必要ですから下水道課で用紙をもらって手続きしてください。なお、これらの基準は、次に掲げてあるとおりです。

工事費のうちわけ 単位：千円

区分	総事業費 A	既に出来上った分 B	今後必要な額 A－B C	他地区の工事のため予定する額 D	中部の純事業費 A－D E
総事業費	2,389,516	337,516	2,052,000	1,104,906	1,284,610
管渠 雨水	492,779	206,279	286,500	—	492,779
管渠 汚水	622,500	—	622,500	341,100	281,400
ポンプ場	241,237	131,237	110,000	—	241,237
終末処理場	1,033,000	—	1,033,000	763,806	269,194

財源のうちわけ

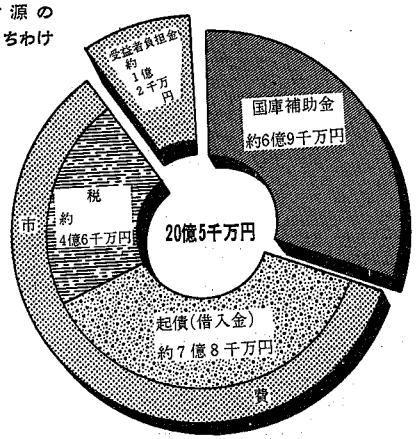

あなたの土地所有面積 確認して申告を

徴収猶予の基準

▶係争中の土地…決定あるいは判決のときまで
▶農地…3年以内
▶災害などの場合…3年以内

減免基準

――主なものの率――

▶道路、公園、河川、水路などの敷地になっている土地…100%
▶有料公務員宿舎や職員アパートなどの敷地…25%
▶町内会の公会堂などの敷地…50%
▶神社や寺院などの土地…境内地…50%、墓地、納骨堂…100%
▶生活保護を受けている者に準ずる者…75%～100%
▶その他…状況に応じて市長の定める率

表具 鈴木つしま
一級技能士 法定防火壁装工事店
調神指導員 建設業登録店
本町3☎2-2035

化粧品手持ち種類数の分布

	0～1種	2～3種	4～5種	6～7種	8種以上
高校在学生	29%	41%	13%	9%	8%
高校卒業生	5%	6%	10%	14%	65%

花椿会へお入り下さい
第四銀行が向い。北越銀行がとなり。
マツヤ 本町2丁目 TEL(2)0418